

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 3 日

関東経済産業局長 佐合 達矢 殿

安中市長 岩井 均

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

別紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、関東平野の北西部、群馬県の西部に位置し、長野県軽井沢町と隣接しており、交通は、北陸新幹線の安中榛名駅と上信越自動車道の松井田・妙義インターがあり、東京圏まで1時間程度で移動が可能な地域です。

令和2年の国勢調査によると、本市の人口は54,907人となっています。3区分による内訳は、年少人口（0～14歳）が5,510人（10.1%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が29,336人（53.7%）、老年人口（65歳以上）が19,753人（36.2%）となっており少子化、高齢化が進んでおります。本市の就業者総数（15歳以上）は27,755人で、産業別の内訳では第1次産業が1,168人（4.2%）、第2次産業が9,629人（34.7%）、第3次産業が16,958人（61.1%）となっており、就業者数は製造業が7,709人で、最も多くなっています。

産業面では、古くから本市に立地している化学工業や亜鉛精錬業に併せ、プラスチック成型、金属部品加工等を主体とした製造業も多く、近年では、卸売業・小売業、建設業、運輸業等も増加傾向にあります。

本市には中小企業が多く、これら企業が地域経済を担っており、本市においても、中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、生産性を高めるための先端設備等の導入など前向きな投資に併せ、雇用者の賃上げも促しながら、地域産業の成長の後押しを行っていくことが重要となっております。企業の先端設備等の導入により、労働生産性の向上や業務における労務負担の軽減を図り、持続可能な企業活動、産業の集積、新たな雇用の創出に繋がる支援を行っていき、地域経済の更なる発展を目指していきます。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定件数は、年間10件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業を中心として多種多様であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、多様な業種が広域に立地していることから、本計画の対象地域は本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市では多様な産業、業種が市内の経済や雇用を支えており、本計画の対象業種・事業は、全てを対象とする。ただし、売電を目的とした太陽光発電事業については、経済波及効果や雇用の増加、産業集積効果も希薄であるため、本計画の対象となる業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 賃上げ表明のない取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組などが認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 認定申請時において市税の滞納がある者は、対象としない。
- ・ 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等は対象としない。
- ・ その他、市長が本計画の主旨を踏まえ、不相当と判断した先端設備等導入計画は認定の対象としない。